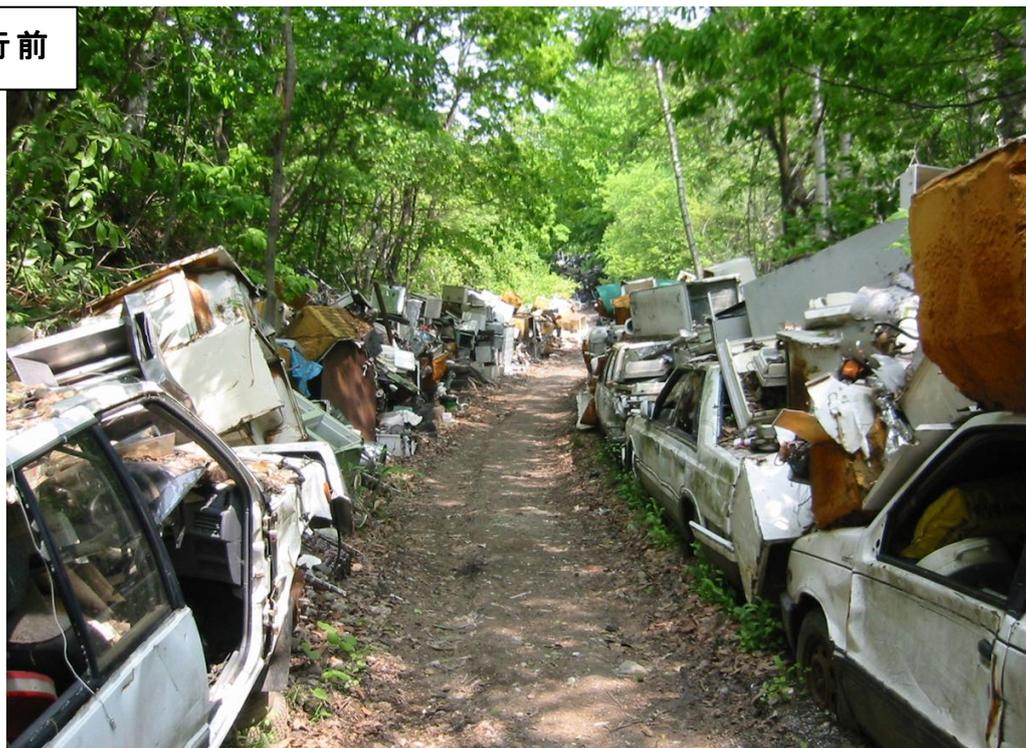


(平成19年度支援)

原状回復事業事例：北海道札幌市混合廃棄物事案

事案の類型	古物商による混合廃棄物の受入・処理
事案の場所	北海道札幌市
行為者	北海道札幌市内 A
規模及び種類	投棄面積；約5,000m ² 投棄量；約507t 廃プラスチック類、金属くず、がれき類等及びそれらの混合廃棄物、 廃プリント基板、廃自動車関係、廃家電
支障のおそれ	投棄された廃棄物には、プリント基板、蛍光管、自動車等も含まれており、鉛、水銀、廃油、廃酸などによる土壌汚染や水質汚濁が生じるおそれがある。
対策工の概要	廃棄物の撤去を行った。産業廃棄物については、廃棄物処理施設へ搬入し、自動車関係については自動車解体業者へ引き渡し、家電リサイクル法対象品目については、家電リサイクル法に係る引取場所へ搬入した。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 719.8t 産業廃棄物 520.2t 自動車関係 199.6t
代執行費用	総事業費 26,145,000円 〔自動車関連以外 19,603,500円〕 〔自動車関連 6,541,500円〕
支援した資金額	14,702,000円 ※ 自動車関連については、別途JARCから支援があった。

代執行前



【事案概要】

市は、平成12年9月頃のパトロールにおいて、ポントンネ川周辺の山林及び原野にて自動車等の廃棄物が多量に山積みされているのを発見した。

行為者Aは、古物商を営むものであり、これらの廃棄物が「有価物」である旨を主張していたが、平成18年11月、市はこれらを「廃棄物」と認定するとともに、同年12月、事業者へその旨を通知した。

市は、以後も改善指導を行ってきたが、産業廃棄物が長期間放置され、かつ、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあったことから、平成19年3月に措置命令を発出した。

しかしながら、Aが是正措置を講じなかったため、市は、平成19年度に行政代執行により支障の除去を行った。

なお、当該事案は平成18年度には地元TVでも取り上げられている。

代執行後

